

企画競争評価基準
(提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務)

1 審査方法

提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）委員は、提案説明書、仕様書及びこの企画競争評価基準に基づき、企画提案の評価を実施する。

2 採点の方法

(1) 各委員による採点

各委員は、1つの企画提案につき100点満点（予備審査は80点満点）で採点する。

(2) 総合点及び最低評価基準点

総合点は、各委員による採点を合計したものとする。

また、最低評価基準点は、各委員による採点の平均により算出することとし、その基準は60点とする。

3 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
適 格 性	(1) 当事者等の参画	障がいのある当事者、支援者、又はそれらの団体等が参画しているか。	10点
	(2) 知識	障がい特性に応じたコミュニケーション手段についての知識は十分か。	5点
	(3) 業務への意欲	業務に対する意欲、熱意はあるか。	5点
提 案 の 妥 当 性	(4) 整合性	業務の目的に沿った提案となっているか。	20点
	(5) 具体性	具体的な提案となっているか。	10点
	(6) 独自性	独自性があり、市民に興味を持ってもらえる提案であるか。	10点
	(7) 効率性	講座を効率的に開催するような提案であるか。	10点
	(8) 市民への周知等	市民への周知や募集の方法は妥当であるか。	10点
	(9) スケジュール	業務スケジュールは無理のないものとなっているか。	10点
	(10) 市民の参加	市民が参加しやすい講座となっているか。	5点
	(11) 積算内容の妥当性	経費の積算内容は妥当か。（ただし、積算総額の多寡は評価対象としない。）	5点
合 計			100点

※ 予備審査は、(4)～(11)の項目により実施する。

	20点満点	10点満点	5点満点
特に優れている	20点	10点	5点
優れている	16点	8点	4点
普通	12点	6点	3点
やや不十分	8点	4点	2点
不十分	4点	2点	1点
不明	0点	0点	0点

※ 上記の間の点数も採点可能とする。